

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退（ 〃 ）
農地保有合理化事業規程の承認（農政課）
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（二件）（中小企業課）

告 示

鳥取県告示第五百六十二号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された 発行所名
		図 題	書 号		
5078	雑誌その他 の刊行物	セクシーブック 1993 7 No.143	ショ ン	雑誌 05513-07	(株)マガジン エージェンツ
5079	〃	H 創 刊 号 な 妖 精		ISBN-88493- 171-8 C027	K 株式会社 ガイナミック
5080	〃	D 1994 1 i c K		雑誌 16515-1	株式会社 大洋書房
5081	〃	え え 味 え え 色		NO. 7	北陽出版
5082	〃	性 感 の 視 線		BOOK.NO. ANG-18	フラー 出版
5083	〃	耐 久 S E X		NO. 8	北陽出版
5084	〃	淫乱少女ハー ド写真集 3本も入れちゃだめ!		GA-5	ジヤ ー出版
5085	〃	Z e p p i n o 1994 3 No.11		雑誌コード 14443-3	株式会社 ガイアプレス
5086	〃	放 課 後 ク ラ ブ 1993 12		雑誌 14008-12	(株) ガイアプレス
5087	〃	T o k y o ナンパ倶楽部 1994 4		雑誌 16673-4	株式会 社ラン 出版
5088	〃	快 楽 の 訪 問		雑誌 ANG-02	マスコ ット 出版

5089	〃	美 女 恋 縛 1 0 0 景	雑 誌 93701-Z5	大 洋 図 書
5090	〃	異 常 性 欲	ISBN-06-2532 BQ09	フ ラ ー ー 版
5091	〃	カ ヌ ラ 天 国	雑 誌 13724-4	徳 日 本 出 版 社
5092	〃	BACHELOR COMIC 夢 乳 白 書	雑 誌 07538-8	株 式 会 社 グ イ ー プ ル ス
5093	〃	漫 画 イ ン ペ リ ア VOL. 10	雑 誌 18376-7/15	徳 東 京 三 世 社
5094	〃	C o m i c カ ク ナ ル 熱 体 8 月 号	雑 誌 03873-08	平 和 出 版 社 株 式 会 社
5095	〃	漫 画 ラ ン プ パ ン ナ n o . 1 5 9 8 月 号	雑 誌 コ ー ド 08643-8	株 式 会 社 日 本 出 版 社
5096	〃	漫 画 ナ ュ ー ス ト 8 月 号	雑 誌 コ ー ド 08329-8	株 式 会 社 葦 菴 社
5097	〃	コ ミ ッ ク ト ッ パ ー 1 9 9 4 8	雑 誌 13717-08	英 知 出 版 社
5098	録 画 テ ー プ	桃 色 吐 息 あ つ い 胸 さ わ ぎ	M M S - 7 0 6	不 明

鳥 取 県 告 示 第 五 百 六 十 三 号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により次のとおり告示する。

平成六年七月二十二日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
清水歯科医院	岩美郡若美町大字浦富一〇三五 一一	平成六年七月十五日
鳥取県薬剤師会東部薬局	鳥取市秋里七三二四	平成六年五月十六日
イヌイ調剤薬局	鳥取市吉方温泉四丁目七〇三	平成六年六月一日
Aコープ鳥取薬局コーナ ーイヌイ	鳥取市吉方温泉四丁目六〇三	平成六年六月一日
はた薬局	岩美郡国府町新通り二丁目二五 三	平成六年六月一日
鳥取薬局	鳥取市相生町二丁目五一	平成六年六月九日
上山薬局	鳥取市美萩野一丁目一一八一二 二	平成六年六月二十二日

鳥 取 県 告 示 第 五 百 六 十 四 号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により次のとおり告示する。

平成六年七月二十二日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三五―二	平成六年七月十四日

鳥取県告示第五百六十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定に基づき財団法人境港市農業公社農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成六年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人境港市農業公社
境港市上道町三〇〇〇
- 二 承認年月日
平成六年五月二日
- 三 承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業
- 四 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域
境港市における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域）

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成6年8月5日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成6年7月22日

鳥取県大規模小売店舗審議公会長 田 中 蓬 篤

- 法第6第2項の届出に係るもの
- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社三幸
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合皆生店
米子市皆生1728-1
- 3 現在の店舗面積
1,315㎡
- 4 増加しようとする店舗面積
1,318㎡
- 5 店舗面積を増加する日
平成6年12月15日

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する同法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成6年8月5日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成6年7月22日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

○法第9条第3項届出に係るもの

届出者の名称	第二種大規模小売店舗の名称及び所在地	現在の休業日数	削減後の休業日数	休業日数の削減を行う年月日
株式会社サンローズ	丸合上後藤店 米子市上後藤120-6	年15日	年12日	平成6年11月15日
有限会社リビングスター	〃	〃	〃	〃